
平成22年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

平成22年12月16日 (木曜日)

議 事 日 程 (4)

平成22年12月16日 午前10時00分開会

追加日程第1 動 議 芦屋町が購入した「仕組み債」に関する決議案について
第2号

- 日程第1 町長提出議案 芦屋町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
第95号
- 第2 町長提出議案 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
第96号
- 第3 町長提出議案 平成22年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)について
第97号
- 第4 町長提出議案 平成22年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について
第98号
- 第5 町長提出議案 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第
3号)について
第99号
- 第6 町長提出議案 平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算(第2号)について
第100号
- 第7 町長提出議案 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)に
ついて
第101号
- 第8 町長提出議案 指定管理者の指定について
第102号
- 第9 意見書案 沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書について
第7号
- 第10 請 願 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する請願
第2号
- 第11 町長提出議案 芦屋町教育委員会委員の選任同意について
第103号
- 第12 意見書案 「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書について
第8号

追加日程第2 意見書案 TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書
第9号 について

【出席議員】（13名）

1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫
5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 古野 嘉子 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいまの出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、連日のご審議大変お疲れさまでございます。

さて、去る9月の第3回定例会に続きまして、本議会におきましても一般質問に取り上げられました、いわゆる仕組み債の取得につきまして、いろいろと議員各位そしてまた町民の皆様にご心配をおかけしております。この件につきましては、一般質問の答弁の中でいろいろと申し述べてきましたが、私の発言は、議会ルールにのっとり質問に対する答弁のみでございます。このため、ここで一連の内容を整理させていただき、ご心配をおかけしていることに対しましてご説明をしておく必要があるかと思ひ、議長に発言を求めたものでございます。

まず、事の発端は、ペイオフ対策であります。現に本年9月には日本振興銀行が破綻し、ペイオフが発動されました。芦屋町はペイオフ解禁となる平成14年に、資金運用基準並びに債券運用指針を策定し、債券の運用を視野に入れた考え方を当時の執行部がまとめています。今回の仕組み債の運用もそれに沿ったものでございます。法的には、地方自治法第241条、地方財政法第4条の3、地方自治法第235条の4で、歳計現金の運用に関する一連の規定がなされています。その内容は、確実であり、同時に有利または効率的な運用を求めるものであります。

また、仕組み債に関する取得などについては、平成19年、20年、21年度の3カ年にわたり毎年監査を通して本議会において決算の認定をいただいているところでございます。

当該債権は元本が保証され、30年満期ではありますが、早期償還条項がついております。このため法的に問題はないと考えています。また、総務省は、地方自治法上あるいは地方財政法上、元本の保証がされていれば法律上違反に当たらないとの見解が出ています。

地方自治法第170条第2項に会計管理者の職務権限が明記されていますが、歳計現金の出納・保管は、その権限の一つであります。つまり、資金の運用は保管の一形態としての運用ですから、会計管理者の権限であるということです。

しかしながら、当該債券の取得に関する国の通知などにより、会計管理者は有価証券の契約に当たってはあらかじめ首長の承認を受け、また、首長との協議を経ることが適当と記されています。このため、平成20年の3月及び6月に、会計管理者から承認を求められ、これを承認しています。この際、30年満期という長期間については、早期償還条項がついているので、当時の為替の状況では5年くらいで償還されることを強く進言された結果、これを認めたものであります。

ところが、同年9月に100年に一度あるかないかという、いわゆるリーマンショックが起こり、世界経済が目まぐるしく変動し、なお現在でも続いているわけでございます。

現在、取得して2年が経過しましたが、この間1,800万円の利子を収入しています。現段階では早期償還条項はいたしていないため償還はされていませんが、当時の会計管理者を含めた私の判断は、いろんな状況を勘案し、かつ、いろいろな

法律と照らしても問題のないものだと納得したものであります。

今回の一般質問では、早期償還条項には余り触れられず、30年の長期間を殊さら問題としておられ、それがあたかも本町既に損失が発生しているかのようにレトリック、つまり局所的な話題の流れの組み立て手法によりなされています。この損失については、元本はすべて保証されるものであり、損失という概念は持ち合わせておりません。グローバル化した世界経済の中で、銀行預金の確実性や債券、為替の将来予測は難しく、新たにペイオフが発動される恐れもあります。このようにいろんな可能性が考えられるものです。

したがって、これらに的確に対応するため、新たに芦屋町資金管理運用委員会を設置します。この中で、的確な現状の把握を行い、安全な金融機関、安全かつ効率的な金融商品、資金運用の評価などを総合的に審議していくため、副町長を委員長とした組織を立ち上げます。これにより法の趣旨である安全かつ有利な運用を行っていく所存であります。

当該債券の取得においては、元本保証でかつより収益性の高い商品として取得していますが、現時点及び将来において芦屋町に損失を与えることはないものであります。したがって、このことについて、このような形で問題にされるべきことではないと認識しております。

なお、朝日、毎日の新聞紙上で、あたかも芦屋町が1億数千万円の損失をしているというような紛らわしい報道がなされ、町民の皆様大変ご心配をおかけしております。このことにつきましては、町のホームページ、広報等を通じてご説明をいたす所存です。

以上、仕組み債に関する私、町長として、そして執行部としての発言といたします。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私は、芦屋町が購入しました仕組み債に関する決議案を、ここで動議として提出したいと思っております。（「賛成」と呼ぶ者あり）

追加日程第1. 動議第2号

○議長 横尾 武志君

ただいま岡議員から、芦屋町が購入した仕組み債に関する決議案について動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本件を直ちに日程に追加し、動議第2号として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、本件を議題として上程することに決定いたしました。ただいまから休憩いたします。

午前10時11分休憩

.....
午前10時26分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

動議第2号について、発議者に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、岡議員に趣旨説明を求めます。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

岡夏子。これから芦屋町が購入しました仕組み債に関する決議案の趣旨説明をさせていただきます。

町は、町民の財産である基金の運用において総額6億円の外国為替、仕組み債を取得しましたが、購入に至るまでの経過や内容に関して、以下のような重大な問題があることが判明いたしました。

その1、町が当初説明していた平成20年4月、3億円で取得した豪ドル為替連動債は、米ドル為替連動債という商品銘柄で決済されております。その後、事前協議や決済時には、資料もなく、豪ドルも米ドルも区別がつかない状況で決済されたことが判明いたしました。

その2、この規範書の内容は30年償還としながら、早期償還条項があるため2年から5年間ぐらいで償還がする商品としていますが、これは一定の条件を満たさなければ早期償還されないものです。後に購入した米ドル円為替レート連動利付債も同様で、それが何年後か断定できるものではなく、そのことは購入前の最終条件書などに投資家のリスクとして明記されています。

その3、町は、豪ドルの仕組み債については、5年以内に償還という想定で、職員退職基金1億円と財政調整基金2億円を充当しています。その3カ月後の7月に取得した米ドルの仕組み債の起案書でも、3年以内の償還を想定して、職員退職基金1億円、競艇事業振興基金1億3,000万円のほか、総合体育施設建設準備金や文化会館建設準備基金から総額3億円を充当しています。しかし、翌年には競艇事業振興基金と文化会館建設準備基金はもとに戻し、既に充当している財政調整基金や総合体育施設建設準備金に加算する形で振り替えています。

以上の事実を踏まえ、芦屋町に以下のとおり求めることを決議するものです。

記、1、町は、仕組み債購入に関して事前協議や事務などの経緯及び責任の所在などを明らかにして、広報などで町民に公表すること。

2、町は購入した仕組み債について、早急に投資の専門家を含めた調査を行い、仕組み債のリスク管理や債券運用に関する細則などを策定し、公表すること。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。動議第2号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論を行います。動議第2号について討論を許します。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

岡議員から提案されております芦屋町が購入した仕組み債に関する決議案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

30年もの長い間、仕組み債を保有しなければならないことを前提にすることは意味を持たないと考えます。

まず初めに、総務省の見解では、地方自治法あるいは地方財政法上は、元本が保証されていれば法律違反には当たらないとされております。また、議会での決算審査についても、これまで認定をしているところでございます。当該債券は、早期償還条項付きのものであり、30年間保有するかどうかは可能性の問題でありまして、この問題を幾ら審議しても結論は得られないことだと思っております。

当該債券の取得は、そもそも銀行預金も安全ではないという、いわゆるペイオフ対策の一環としてこれを導入したものでございます。法律については、歳計現金は確実かつ有利な方法で保管するとあります。当該債券は元本保証で確実なものであり、かつ、現在1,800万円の利子についても収入済みでございます。取得後2カ年が経過した現在は、早期償還条項の約定を満たしていないので償還されていない事実は、これだけであろうと思えます。

次に、このような債券を取得した責任でございますが、これもどのような責任があるのか、よく理解できません。債券取得あるいは保管についての権限は会計管理者にございます。町長は会計管理者の状況判断により起案されたことを事前に承認しているものでございます。しかし、現に損失が生じているわけではなく、何に対して責任を求めるのか、その理由が定かではございません。

なお、今回明らかになりましたけれども、資金運用に関する基準に加え、どのように運用するのかの方針を決定しようとする資金管理運用委員会を設置されております。これにより組織として意思決定を行う体制整備が図られていると思えます。

これらによりまして芦屋町が購入した仕組み債に関する決議案には到底賛成することができず、反対の意思を示すものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。

この仕組み債に関する決議の賛成者として賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この内容は、先ほど町長が言われました言葉と同様の内容が、記、1、2に書いてあると思えます。町長は、この内容については公表されるという。で、公表してください。執行部と議会というのは協力いたしますけれども、今回この理由の中のその1に、確かに事務処理上は間違いがあったんです。議会はそれを受けたら、その処理上の間違いは指摘をしなければいけません。で、間違ったことは公表してくださいという議会の権限の以上でも、以下でもない内容1、2、両方とも町長が先ほど述べられた言葉を議会としてはお願いをしますという決議文ですので、何もここに町長に反するとか、責任がどうだと言ってる内容じゃないので、ぜひ議員の方々は町民の負託を受けたことですし、町長もこのように公表するというを最初に明言されてますから、きちんと明言されて、再発防止に気をつけてくださいという決議文になっていますので、以下を議員の方々は理解されて、お願いをしたいと思えます。

以上で私の賛成の立場としての討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかに。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

8番、川上です。決議案に賛成の立場から討論いたします。

先ほど、冒頭に町長からこの問題に対する説明がありました。その中では、町民に対する説明責任も行うということ。そしてまた、再発防止対策をつくるという、そういったふうな点では評価のできる説明でございました。

しかしながら、町の購入決定に至る経緯の中で十分な合意、対比がされていたのか、そういったところが十分な説明がなされていないというふうに思いますし、また、結果的に30年間の満期という可能性を残しておるといった問題が行ったことについての、町民に対する釈明、おわび、そういったことがやはり十分ではなかったのではないかなということを考えます。

で、町長の冒頭の説明の中にも、この問題に対する真摯な対応を行うという、そういった気持ちが十分あらわれていると思いますので、この決議案を通して、さらに問題を十分に説明し町民に明らかにすることを望みまして、賛成の討論といたします。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

4番、辻本です。ただいま岡議員から提出されました芦屋町が購入した仕組み債に関する決議案に対し、反対の立場から討論を行います。

初めに、平成19年度、20年度、21年度の決算の認定に際しましては、監査における審査を通して審議いたしました。この仕組み債については何ら問題とすべきことでなく、過去3カ年にわたり認定をしてきております。このことは、我々議員としては、これまで認定したことにかんがみて考えねばならないことであります。

さて、本年9月議会で、会計管理者が当該債券取得に関して7月末での時価についての説明があり、この中で一定の金額が述べられていました。また、新聞にも1億円を超える評価損が出ているとの記事が掲載されておりました。このことは、現時点での評価に過ぎません。ただ、それだけのことで、現実には芦屋町にはどこにも損失は生じておりません。

つまり、仮にこの件に問題があるとすれば、当然議員にも責任が生じてまいります。このような債券については、ペイオフ対策の一環として平成14年にも取得しています。この今回の仕組み債については元本保証の債券であり、かつ、有利なものであれば法律違反ではないという国の見解からも、特に問題とすべきではないと思います。

当該債券は30年満期ではありますが、早期償還条項付きの商品であります。今、当該債券を処分するとすれば、それは相当な損失が生じることになるわけですが、それを承知で処分しなさいということでしょうか。また、30年満期まで保有しなければならぬかどうかは、可能性の問題です。

したがって、現段階で損失は生じていなく、利子も1,800万円が入っています。今後の為替動向では早期償還はあり得る、このような状況の中で、仮定の話である評価損を問題にして何の意義があるのでしょうか。

よって、芦屋町が購入した仕組み債に関する決議案に対しましては、反対をするものです。

終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を打ち切ります。

以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。動議第2号芦屋町が購入した「仕組み債」に関する決議案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成少数であります。よって、動議第2号は否決されました。

では、ただいまから議事に入ります。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第95号から日程第10、請願第2号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続調査申し出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第17号

平成22年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 室原 健剛

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第95号 芦屋町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、
原案可決

議案第97号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について、原案
可決

議案第99号 平成22年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3
号）について、

原案可決

議案第101号 平成22年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて、原案

可決

意見書案第7号 沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書について、一部修正可決

修正

意見書案第7号下記項目中、項目「3」については全部削除し、項目「4」を項目「3」に改める。

修正理由

臨時国会は既に閉会し、時期的にそぐわないため。

.....

報告第18号

平成22年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第96号 芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、原案可決

議案第97号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について、原案可決

議案第98号 平成22年度芦屋国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案可

決

議案第100号 平成22年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）について、原案可決

議案第102号 指定管理者の指定について、原案可決

請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願、採択

.....

平成22年12月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務の次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「税制に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「道路整備に関する件」「芦屋橋に関する件」「国道495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

.....

平成 22 年 12 月 16 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務の次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」「保健、健康及び国民健康保険に関する件」「福祉政策及び介護保険に関する件」「環境政策に関する件」「公営住宅に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「医療及び医療行政に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

平成 22 年 12 月 16 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 松上 宏幸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第 1、議案第 95 号から日程第 10、請願第 2 号までの議案及び請願、意見書案について、順不同により討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第95号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第95号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第96号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第96号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第97号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第97号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第98号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第98号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第99号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第99号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第100号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第100号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第101号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第101号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第102号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第102号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、意見書案第7号について、委員長報告のとおり、原案を一部修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第7号は原案を一部修正の上、可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、請願第2号について、委員長報告のとおり、請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の付託案件についてそれぞれ再付託の要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり、再付託することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決は終わります。

日程第11. 議案第103号

日程第12. 意見書案第8号

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されておりますので、これを議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、意見書案の提出者に趣旨説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、早速ではございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第103号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、現在の教育委員会委員長戸隆弘氏の任期が12月24日をもって満了となりますので、長戸氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

長戸氏は、同委員を平成14年12月から務められ、教育行政に対する見識も深

く適任者であると存じますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります。提案理由のご説明を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、9番、議員に意見書案第8号の趣旨説明を求めます。松上議員。

○議員 9番 松上 宏幸君

皆さん、おはようございます。意見書案につきまして趣旨説明ということで、この原案を読み上げて提案にかえたいと思います。

まず、「一人暮らしの寡婦」医療制度に関する意見書案、母子及び寡婦家庭に対する福祉については、何かとご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、一人暮らしの寡婦に対する医療費助成制度については、福岡県医療助成制度、県と市町村で2分の1ずつ負担が、平成20年度から2年計画で段階的に廃止されることになっております。本年9月末をもって完全にその制度が廃止されました。母子、寡婦福祉対策は年々充実されつつあるところではありますが、母子及び寡婦家庭を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、地域社会の連携の希薄化、不安定な雇用環境、低迷する経済状況の社会情勢の中であって、その生活は不安にさらされております。

中でも、ひとり暮らしの寡婦については低所得者が多く、国民健康保険料や介護保険料などが、わずかな年金で生計を立てている寡婦には大きな負担となっており、さらに、高齢化に伴い疾病率が高くなり、医療費の生活費への影響も大きくなっております。このことは、平成21年1月に、福岡県母子寡婦連合会が実施しました一人暮らしの寡婦の生活実態調査でも、多くの方が、家計収入が少なく日常生活に不安があり、年を重ねるにつれて、みずからの健康状態に不安が増大していること等の結果が出たことでも明白であります。

よって、県においては、一人暮らしの寡婦が安心して生活できるよう、一刻も早く医療費助成制度を復活していただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成22年12月16日、福岡県知事麻生渡殿。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 横尾 武志君

以上で松上議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第11、議案第103号については、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第103号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第103号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、質疑を行います。日程第12、意見書案第8号についての質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第8号についての質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第12、意見書案第8号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
ただいまから休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 小田 武人君

報告いたします。報告第19号民生文教常任委員会付託議案審査報告書、1つ、意見書案第8号「一人暮らしの寡婦」医療制度の関する意見書について、本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。平成22年12月16日、芦屋町議会議長横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長小田武人。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で報告が終わりました。ただいまから質疑を行います。民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。日程第12、意見書案第8号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、意見書案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

追加日程第2. 意見書案第9号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。請願第2号が採択されましたので、新たに、追加日程第2、意見書案第9号を日程に追加し、これを議題として上程し、書記に朗読をさせたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。追加日程第2、意見書案第9号については、請願採択による意見書案ですので、この際、趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
ただいまから採決を行います。

追加日程第2、意見書案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、意見書案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

なお、採択されました意見書は、議長から関係機関に送付することといたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、あわせて平成22年芦屋町議会第4回定例会を閉会をいたします。

長期間のご審議、お疲れさまでした。

午前11時28分閉会
